

質問にかかる回答

(件名) 静岡県本庁舎・総合庁舎で使用する電気入札について(担当部局:静岡県資産経営課分)

※昨年度までの電力入札にかかる質問・回答に、想定質問を含めた内容となっております。

		質問事項	回 答
I 共通事項			
1	仕様書	各施設の検針日はいつか。	各施設の検針日は次のとおり。 静岡県庁本庁舎 毎月 1日 下田総合庁舎 毎月18日 熱海総合庁舎 毎月 6日 東部総合庁舎 毎月 1日 富士総合庁舎 毎月13日 静岡総合庁舎 毎月 1日 藤枝総合庁舎 毎月 1日 中遠総合庁舎 毎月 1日 北遠総合庁舎 毎月 1日 浜松総合庁舎 毎月 1日
2	契約書	契約書や覚書について協議することは可能か。	・契約書については、契約書(案)を基本として、協議の上作成する。 覚書については必要性を考慮の上検討する。
3	契約書	電力量料金等の単価を内税方式にて設定しているが、今後、消費税率が変更となった場合、単価見直し等の協議は可能か。	・契約書(案)第16条第2項の規定に基づき、協議を行う。 「この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。」
4	契約書	第15条2行目「受理した日から別途定める日まで」とあるが、別途定めるものは「覚書」、「協定書」等になるのか。	・契約協議で相談するが、毎月の請求書による支払指定日として、例えば「毎月20日(休日等の場合翌月曜日)」等の指定があればその日付を契約書(案)第15条に書き込む。 ・静岡県資産経営課で請求書を受け付けてから支払期限までは、2週間程度の期間が必要。
5	契約書	平成15年の消費税法改正により、平成16年4月から「消費税総額表示」が義務付けられたため、契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることでよいか。	・課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ単価(税込み)とする。
6	契約書	一つの施設(供給地点番号)につき一枚の請求書しか発行できませんがよろしいか。飲料メーカー等が入居している場合でも、請求書を分けることはできず一枚の請求書になる。	・よろしい。
7	契約書	契約書(案)に「(中略)、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。」とあるが、弊社約款に定めている「検針日から30日以内に支払わなければならない」と変更することは可能か。	・不可能である。 静岡県では支払いについては「請求書が届いてから〇〇日以内に支払う」としている。これは請求書が届いてから支払い処理に一定の期間を要するためである。 一例として、「検針日」が月末で、「請求書が届く日」が翌月25日などでは、「検針日から30日以内の支払い」には間に合わないなどが挙げられる。
8	契約書	上記変更不可の場合、実務上、受理した月の月末までにお支払い頂くことは可能か。また、請求書の支払期限を末日としてもよろしいか。	検針日などの設定による。 「検針日」が月末であり、「請求書が届く日」が翌月7日までなどであれば、実務上翌月末払いは可能であるが、上記回答の例のような場合は不可能である。
9	契約書	月末までのお支払いが難しい場合、請求書の受領連絡は頂けるか。(電話、メール、FAX等)	・受領の連絡はしない。
10	契約書	支払期限日および遅延利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にすることは可能か。	・質問2、3にあるとおり、「検針日」と「請求書が届く日」によるため契約時の協議事項とする。
11	契約書	電気需給契約書の条文中に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能か。	・可能である。
12	契約	各施設の検針日が1日以外の場合、3月31日24時(4月1日0時)時点での検針データを、新しい契約者に提供できるか。	可能である。
13	入札	内訳書と入札書との割印が必要等の指定はあるか。	・「割印」は不要。
14	入札	入札金額(入札書記載金額)の算定に際して、月別の計算書の各月の金額の端数処理はどのように行うか。基本料金計および電力量料金計はそれぞれ小数点以下第三位を切り捨ててよいか。各月計は1円未満切り捨ててよいか。	・端数処理(1円未満が発生する場合)については、月別計算書の各月ごとの金額記入の際に一括して「切捨て」をする。計算の途中では端数処理しないこと。
15	入札	入札書とは別に内訳書の提出は必要か。	・入札説明書等に記載の入札書、入札書別紙、月別計算書のほかに積算に関する提出書類はない。
16	入札	入札書等を入れる封筒の大きさや封印方法に指定はあるか。	・封筒の大きさの指定はない。 ・封印方法については、静岡県公式ホームページの「申請書類等ダウンロードサービス」の本件入札にかかる説明部分において掲載している。(「入札書及び封緘方法」の項目)
17	入札	開札結果は開札日に担当者より、電話、メールで連絡をもらうことは可能か。その場合、全ての応札者名、応札価格を教えてください。	・開札結果は、県側から開札日に電話での回答ができるので、希望があれば電話で静岡県経営管理部資産経営課(電話054-221-2533)まで連絡すること。全ての応札者名、応札価格についても回答可能。 ・なお、本件入札については、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年静岡県規則第74号)第10条の規定により、落札者や落札単価等について、開札日の翌日から72日以内に静岡県公報で結果を公表している。(静岡県公式ホームページで閲覧可能)
18	入札	入札説明書及び仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけるのか。	・入札説明書及び仕様書等に変更や修正が生じた場合は、すべての入札申込者に電話で至急連絡する。
19	入札	入札時に力率割引を含めるか。	・各社の計算方法によるが、力率割引が適用できる場合は含め、入札書別紙に明記すること。 ・なお、入札金額算定にあたっては、入札説明書等に記載の計画力率で計算すること。

(件名) 静岡県本庁舎・総合庁舎で使用する電気入札について(担当部局:静岡県資産経営課分)

※昨年度までの電力入札にかかる質問・回答に、想定質問を含めた内容となっております。

	質問事項	回 答
20 入札	入札書及びその他書類をまとめて入れる角2号封筒について記載必須の指示(朱書・案件名等)はあるか。	・特になし。
21 請求	実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することによりか。	・各月の実測力率により基本料金を算定すること。
22 請求	落札した場合、契約先変更の手続き等に必要な以下の内容について提示可能か。 ・供給地点特定番号※ ※供給地点特定番号 電力小売全面自由化にともない電気のご使用地点を特定するため、全国一律で付番される22桁の識別番号のこと。 ・現在の供給者との契約番号(コード) ・現在の供給者との契約名義 ・現在の供給者 ・現在の電気主任技術者(会社・所属、氏名、電話番号)	・「供給地点特定番号」等の情報を所持している。落札後、連絡する。
23 請求	請求書・計算書・検針票・領収書をPDFデータによりWEBで確認・保存する又は指定のメールアドレスに添付して送信することは可能か。	・請求書については、必要事項が記載され、代表者印の印影が印刷されているものであれば、PDFデータによりWEBで確認・保存する、もしくは、指定のメールアドレスに添付して送信することは可能。 ・その他、計算書・検針票・領収書についても、PDFデータによりWEBで確認・保存する、もしくは、指定のメールアドレスに添付して送信することは可能。 ・事前に様式提示等を依頼する。
24 請求	支払い方法は口座自動引き落としまたは弊社金融機関口座への振込のどちらになるか。また、振込の場合、振込手数料の負担は発注者の負担でよいか。	・いずれも可能だが、優先は「金融機関口座への振込」でお願いする。 ・毎月の請求書を受け付けた後、金融機関口座への振込になる。また、振込手数料の負担は発注者の負担ということで承知する。
25 その他	需給期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力契約に影響するような工事予定のある施設はあるか。ある場合は、工事内容を提示いただきたい。	・現時点では工事予定のある施設はない。
26 その他	質問書を提出した場合、書面で回答をいただけるか。また回答内容を確認するために担当者に電話することは可能か。	・質問書に対する回答書を書面で縦覧する。回答内容について不明な点があれば電話で静岡県経営管理部資産経営(電話054-221-2533)まで連絡すること。 メールでの照会時は、メール送信後、必ず電話連絡(受信確認)をすること。
27 その他	落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよいか。	・契約協議は電話、メール等での対応で構わない。
28 その他	今後、電子入札を導入する予定はあるか。	・現時点では電力調達入札(物品購入)の電子入札導入予定はない。
29 その他	一般送配電事業者が値上げを行った際、契約単価見直し協議に応じて頂けるか。	・契約書(案)第16条第2項の規定に基づき、協議に応じることは可能である。 ただし、変更を保障するものではない。
30 その他	入札の仕様書および契約書にて当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式を適用されている方が対象の質問となるが、応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられる場合、応札額の変更協議は可能か。	応札額については変更できないため、協議に応じることはできないが、契約内容の変更については以下のとおり考える。 本入札は、入札時点で当該エリアを管轄する電力会社が示している、翌年4月時点で採用を予定している燃料費調整単価算出方法を前提として考えているため、前提としている算出式に変更が生じ、それに伴い料金体系等の変更があった場合は、契約書第22条により協議に応じることが可能と考えるが、提示された単価等への変更を保証するものではない。
31 その他	現供給者が地域の一般送配電事業者である場合、一般送配電事業者(ネットワークサービスセンター)から開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約を書面でいただいているか。万が一供給開始が間に合わない場合、ペナルティ等はあるか。	・書面での確約は受けてはいないが、入札日から電気供給開始日(4/1)まではおよそ2ヶ月半の期間がある。これは各業者への聞き取りに基づき、設定している期間であり、切替手続きは可能と考える。 万が一、供給開始が間に合わない場合は、協議の上、静岡県に責が無い場合は、契約解除とする可能性も有る。
32 その他	入札説明書6 入札参加資格確認等 (4)に「才 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し」が必要であると記載があるが、「様式1 静岡県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を環境政策課に提出し、「様式3 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果」の通知を受け、その写しを入札参加申請書に添付するという流れになってしまう。「様式1 静岡県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の添付をもって、判定結果の写しに代えることは可能か。	不可。 なお、環境政策課による判定は年に一度行われるものである。
33 施設	各施設に自動検針装置はついているか。	ついている。
34 現契約	各施設に自家発補給電力の契約はあるか。	自家発補給電力契約はない。
35 仕様書	予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能か。	可能。個別対応となるため必要な場合は、資産経営課メールアドレス(shisankeiei@pref.shizuoka.lg.jp)まで連絡すること。

(件名) 静岡県本庁舎・総合庁舎で使用する電気入札について(担当部局:静岡県資産経営課分)

※昨年度までの電力入札にかかる質問・回答に、想定質問を含めた内容となっております。

	質問事項	回 答
Ⅱ 個別事項		
①「静岡県庁本館、東館、別館及び西館で使用する電気」入札		
1	現契約者 現在の供給者を提示いただきたい。	・現在の供給者は、中部電力ミライズ株式会社である。
2	旧供給者 電気使用場所の旧一般電気事業者名と契約時の契約種別を提示いただきたい。	・旧一般電気事業者名は「中部電力株式会社」、契約時の契約種別は「特別高圧業務用電力」である。
3	仕様書 現在の契約電力を提示いただきたい。	(本館、東館及び別館について) ・現在(令和5年10月)の契約電力は「2,750kW」である。 (西館について) ・現在(令和5年10月)の契約電力は「780kW」である。
2	仕様書 使用期間中に契約電力の変更の予定はあるか。	・現在、予定は無い。
4	仕様書 2回線受電の詳細は「予備線」、「予備電源」のどちらか。	・「予備線」のことである。
5	請求 電気料金の支払いについて、請求は施設ごとの一括請求か。それとも、個別での請求か。	・請求は、施設全体一括請求を希望(予定)する。 ・なお、契約書(案)第15条の規定で提示しているとおり、各需要場所(施設ごと)の内訳明細を請求書に添付すること。 「乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。乙は、施設ごと(「本館、東館、別館」並びに「西館」)の内訳明細を請求書とともに提示するものとする。」
②「静岡県下田、熱海、東部及び富士総合庁舎で使用する電気」入札		
1	現契約者 現在の供給者を提示いただきたい。	・現在の供給者は、東京電力エナジーパートナー株式会社である。
2	旧供給者 電気使用場所の旧一般電気事業者名と契約時の契約種別を提示いただきたい。	・旧一般電気事業者名は「東京電力株式会社」、契約時の契約種別は「高圧業務用電力」である。
3	仕様書 現在の契約電力を提示いただきたい。	・(下田総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「223kW」である。 ・(熱海総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「100kW」である。 ・(東部総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「570kW」である。 ・(富士総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「285kW」である。
4	契約書 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、地区の検針日が基準となるが良いか。その場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での、請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあるが良いか。	・地区検針日を基準として問題ない。 ・需給予定期間中(4月1日から3月31日まで)の電気使用にかかる請求であれば、13回となっても問題ない。 なお、3月分の後半(2回目)の請求・支払時期は、当方の会計執行の関係で早期の発送等をお願いする場合がある。
5	請求 電気料金の支払いについて、請求は施設ごとの一括請求か。それとも、個別での請求か。	・請求は、施設全体一括請求を希望(予定)する。 ・なお、契約書(案)第15条の規定で提示しているとおり、各需要場所(総合庁舎ごと)の内訳明細を請求書に添付すること。 「乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。乙は、各総合庁舎ごとの内訳明細を請求書とともに提示するものとする。」
6	仕様書 使用期間中に契約電力の変更の予定はあるか。	・現在、予定は無い。
③「静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎で使用する電気」入札		
1	現契約者 現在の供給者を提示いただきたい。	・現在の供給者は、中部電力ミライズ株式会社である。
1	現契約 各施設の現在の計量日(検針日)を提示いただきたい。	・以下のとおり。 静岡総合庁舎・・・毎月1日の午前0時0分 藤枝総合庁舎・・・毎月1日の午前0時0分 中遠総合庁舎・・・毎月1日の午前0時0分 北遠総合庁舎・・・毎月1日の午前0時0分 浜松総合庁舎・・・毎月1日の午前0時0分
2	旧供給者 電気使用場所の旧一般電気事業者名と契約時の契約種別を提示いただきたい。	・旧一般電気事業者名は「中部電力株式会社」、契約時の契約種別は「高圧業務用電力」である。

(件名) 静岡県本庁舎・総合庁舎で使用する電気入札について(担当部局:静岡県資産経営課分)

※昨年度までの電力入札にかかる質問・回答に、想定質問を含めた内容となっております。

		質問事項	回 答
3	仕様書	現在の契約電力を提示いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・(静岡総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「309kW」である。 ・(藤枝総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「116kW」である。 ・(中遠総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「230kW」である。 ・(北遠総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「71kW」である。 ・(浜松総合庁舎について) 現在(令和5年10月)の契約電力は「288kW」である。
4	契約書	毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、地区の検針日が基準となるが良いか。その場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での、請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあるが良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区検針日を基準として問題ない。 ・需給予定期間中(4月1日から3月31日まで)の電気使用にかかる請求であれば、13回となっても問題ない。 なお、3月分の後半(2回目)の請求・支払時期は、当方の会計執行の関係で早期の発送等をお願いする場合がある。
5	請求	電気料金の支払いについて、請求は施設ごとの一括請求か。それとも、個別での請求か。	<ul style="list-style-type: none"> ・請求は、施設全体一括請求を希望(予定)する。 ・なお、契約書(案)第15条の規定で提示しているとおり、各需要場所(総合庁舎ごと)の内訳明細を請求書に添付すること。 「乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。乙は、各総合庁舎ごとの内訳明細を請求書ともに提示するものとする。」

静岡県経営管理部資産経営課 R5.12.19